

寝屋川市自転車乗車用ヘルメット購入補助事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を予算の範囲内において補助するため、補助金の交付に関し、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、自転車乗車用ヘルメットの購入に要する経費の一部を市が補助することにより、自転車を利用する高齢者の自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 自転車乗車用ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けたマーク等が付された新品のヘルメットをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

カ アからオまでに掲げるもののほか、アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの。

(2) 高齢者 寝屋川市の区域内に居住する令和6年3月31日時点で、65歳以

上(昭和 34 年 3 月 31 日以前に生まれた方)の者をいう。

- (3) ヘルメット販売事業者 自転車乗車用ヘルメットを販売する事業者をいう。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件にも該当する高齢者とする。

- (1) 過去に自転車乗車用ヘルメット購入補助事業費補助金（他市町村の補助を含む。）の適用を受けていないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 寝屋川市暴力団排除条例(平成 25 年寝屋川市条例第 20 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員又は、同条第 5 号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 自転車乗車用ヘルメット購入後に発生した事故等について、市が一切の責任を負わないことについて了承する者
- (5) 申請内容に虚偽があったことが補助金交付後に判明した場合は、市に対して補助金を返還することについて了承すること。

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象経費は、ヘルメット販売事業者の店舗等において、令和 6 年 4 月 1 日以降に購入を行う自転車乗車用ヘルメットの購入費とする。

(補助金の額等)

第 6 条 補助金の額は、自転車を利用する高齢者が着用する新品の自転車乗車用ヘルメットの購入に要する経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、2,000 円を上限とする。

- 2 前項に規定する額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、補助対象者 1 人につき自転車乗車用ヘルメット 1 個かつ 1 回限りとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第 7 条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、自転車乗車用ヘルメットを購入した後、寝屋川市自転車乗車用ヘルメット購入補

助事業費補助金交付申請書兼誓約書兼同意書兼実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して令和7年2月28日（当該年度の予算の上限に達する場合はその時）までに提出しなければならない。

- (1) 自転車乗車用ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書等の原本）
- (2) 購入した自転車乗車用ヘルメットの安全基準を満たす規格マークが確認できる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し補助金の交付を適当と認めたときは、寝屋川市自転車乗車用ヘルメット購入補助事業費補助金交付決定兼額確定通知書により申請者に通知するものとする。また、補助金の交付を不適当と認めたときにあっては寝屋川市自転車乗車用ヘルメット購入補助事業費補助金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた申請者は、寝屋川市自転車乗車用ヘルメット購入補助事業費補助金請求書を、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書に基づき、その内容を審査した上で、速やかに補助金を交付するものとする。

(検査等)

第10条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、申請者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

- 2 補助対象者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すものとし、又は既に交付した補

助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 関係法令等に違反したとき。
- (3) 第3条及び第4条までに規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、寝屋川市自転車乗車用ヘルメット購入補助事業費補助金取消決定通知書により、当該補助対象者に通知する。

3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた申請者は、当該返還の請求を受けた補助金を返還しなければならない。

(標準処理期間)

第12条 規則第6条第1項に規定する標準処理期間は、60日とする。

(委任等)

第13条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、まちづくり推進部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年4月1日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。